

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当村は、高知市より約 16 km 西方に位置し、東・西 10 km・南・北 9 km である。村の東北部を仁淀川、中央部を日下川、戸梶川が流れてその流域に耕地が開けており、洪水、土砂災害、台風などの自然災害が発生しやすい立地条件にある。平均気温約 17℃、年平均降水量は、約 2,700 mm で、毎年 6 月から 10 月にかけて大雨と台風の襲来により、農産物及び建物その他、道路等が浸水し、損害を受け、毎年のように被害が発生している。

(1) 地域の災害リスク

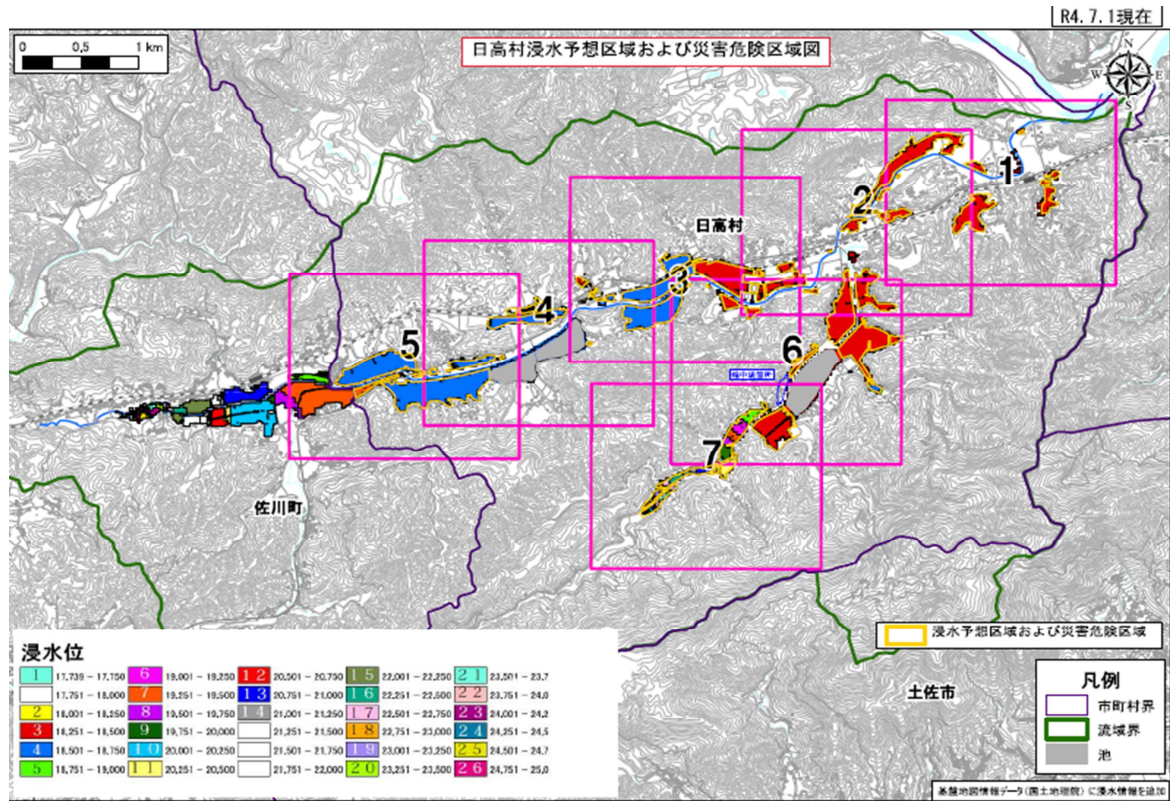
(洪水)

1 仁淀川、日下川、戸梶川の氾濫

村中心部の中央を貫流する日下川及び村境を蛇行しながら流れる仁淀川の氾濫による家屋の浸水などが予想される。

2 土砂災害

地形上、地すべり、急傾斜地崩壊、土石流の発生などが予想される。



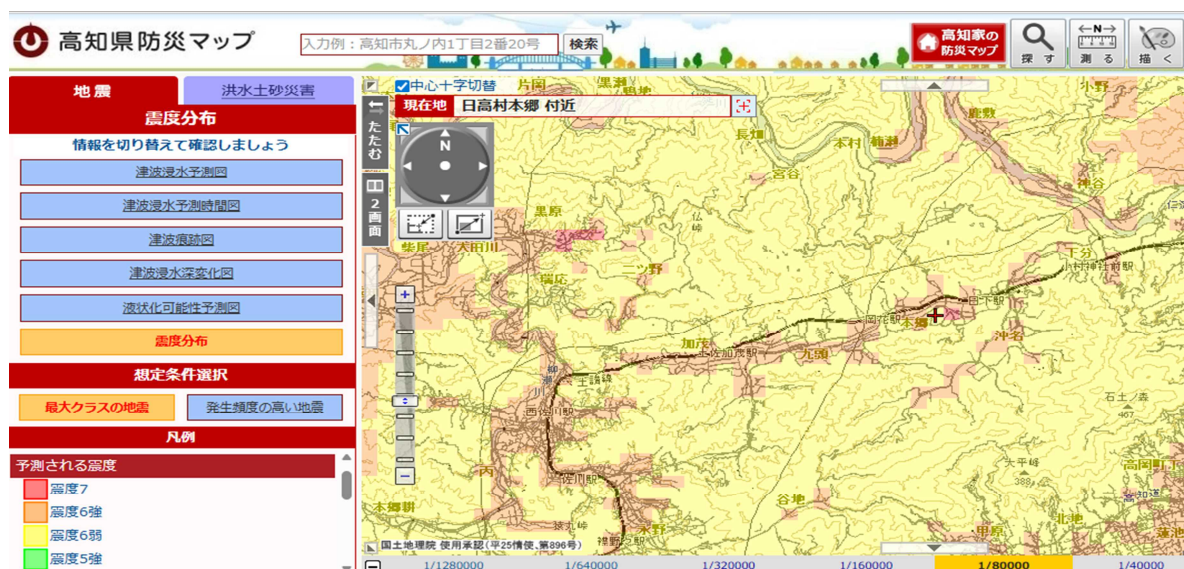
日高村浸水予想区域および災害危険区域図 (日高村 HP より)

(地震)

3 南海トラフ地震

南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震である「南海トラフ地震」は、100年から150年の周期で繰り返し発生している。これらの地震は、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。政府の地震調査研究推進本部は次の南海トラフ地震が発生する確率を、平成28年1月1日を起点とし、10年以内に発生する確率「20%程度」、30年以内「70%程度」、50年以内「90%程度」と公表している。

南海トラフ地震の規模は、おおむねマグニチュード9程度、当村における最大震度は7と予想され、揺れによる建物倒壊、道路の寸断、液状化、土砂災害などが予想される。



(出典：高知県防災マップ地震分布)

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当村においても多くの村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工会の状況

- ・商工業者等数 194名
- ・小規模事業者数167名

現状（令和7年4月1日時点）

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
農業、林業、漁業	4	3	日高村は、総面積44.85km ² のうち 林野面積は28.88km ² （全面積の64.4%）で、 村の中央部を東西に貫通している国道33号、 JR土讃線を中心に県道4路線、村道及び農道が 網状に配置されていて、産業及び生活道としての 役割を果たしている。 災害が発生すると全域において道路の浸水や 土砂崩れが発生しやすい地形となっている。
鉱業、採石業、 砂利採取業	1	0	
建設業	41	40	
製造業	28	16	
電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	1	
情報通信業	2	1	
運輸業、郵便業	3	1	
卸売業、小売業	39	35	
不動産業、 物品賃貸業	1	1	
学術研究、専門・ 技術サービス業	5	5	
宿泊業、 飲食サービス業	29	29	
生活関連サービス業、娯楽業	19	16	
教育、学習支援業	1	1	
サービス業	20	18	
合計	194	167	

(3) これまでの取組み

1) 日高村の取組み

- ・日高村地域防災計画の策定（一般対策編、震災対策編、資料編）
- ・日高村避難確保計画の策定
- ・日高村国土強靱化地域計画の策定
- ・日高村樹園計画の策定
- ・12 避難所の避難所運営マニュアルの策定
- ・日高村業務継続計画の策定
- ・日高村応急期機能配置計画の策定
- ・日高村総合防災訓練の実地（年1回）
- ・緊急用ヘリコプター離着陸場の整備（本村、鴨地）
- ・日高村自主防災組織連絡協議会の立上
- ・自主防災組織の育成及び防災訓練の実施
- ・防災倉庫の設置（災害用備蓄品等の備蓄）
- ・日高村ハザードマップの作成（洪水・土砂崩れ）
- ・避難所の環境整備（備蓄等）
- ・非常時電源の確保・整備

2) 日高村商工会の取組み

- ・事業継続力強化計画認定制度の周知、作成支援
- ・日高村商工会 BCP 作成（平成23年12月策定）
- ・高知県火災共済（協）、ジブラルタ生命保険㈱、東京海上日動火災保険㈱と連携した各種共済、ビジネス損害保険等の加入促進
- ・日高村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・新型コロナウイルス感染症に係る商工会事務所内感染予防措置の実施

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年 4月 1日～ 13年 3月 31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と日高村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<事前の対策>

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・村広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP等に積極的に取り組む小規模事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP等（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 小規模事業者に対する災害対策向け県制度の周知

- ・高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所認定制度、高知県中小企業耐震診断等支援事業費補助金制度、高知県南海地震・節電対策融資制度、高知県災害復旧融資制度、高知県災害対策特別融資制度について説明する。

3) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和7年4月にBCPについて実行性を高めたものに刷新し、定期的に見直しを行っている。（別添1）。

4) 高知県南海トラフ地震優良取組事業所認定の取得

- ・当会は、現在高知県南海トラフ地震対策優良取組事業所の認定は受けていない。被災時において、災害対応を長期的に行うためのスペースの確保と職員の資質向上（防災士資格の取得等）が課題となっている。当計画の実行、推進と並行して行政と協議を進め、2年以内を目途に認定取得を行う。

5) 関係団体等との連携

- ・高知県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに共済加入相談に対応する。特に商工会ビジネス総合保険制度については、引受会社である、あいおいニッセイ同和損害保険社と連携し、計画策定事業者や必要性を認識する事業者へ詳細な保険内容を説明し、必要性の理解を深める。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。

6) フォローアップ

- ・巡回指導等により策定支援を行った事業者の進捗状況および取組み状況の確認を実施。計画未完成事業者には作成支援、計画策定事業者には計画実行支援および計画更新支援を実施する。また、計画等未策定の事業者に対して継続して啓発、周知を行う。

7) 当該計画に係る訓練の実施

- ・前掲Ⅰ現状（１）地域の災害リスクで取り上げた自然災害が発生したと仮定し、当村との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助を第一としたうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当村で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、日高村における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当村との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

【被害規模の目安】

大規模な被害	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、比較的軽微な被害（屋根や壁・窓の一部に被害、瓦が飛ぶ、窓ガラスが割れる等）が発生している。・地区内2%程度の事業所で、甚大な被害（床上浸水、建物の全壊・半壊等）が発生している。・ライフラインや交通網の広範囲に被害が発生している。・被害が見込まれる地区において連絡が取れない。もしくは交通網が遮断されており確認ができない。
被害あり	<ul style="list-style-type: none">・地区内3%程度の事業所で、比較的軽微な被害（屋根や壁・窓の一部に被害、瓦が飛ぶ、窓ガラスが割れる等）が発生している。・地区内に1%程度の事業所で、甚大な被害（床上浸水、建物の全壊・半壊等）が発生している。・ライフラインや交通網の一部に被害が発生している。
ほぼ被害なし	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない地区については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当村は、被害状況を随時共有する。

期間	情報共有する間隔
発災後～1週間	1日に3回共有（午前、午後、夕方）
1週間～2週間	1日に2回共有（午前、午後）
2週間～1か月	1日に1回共有
1か月以降	1週間に1回共有

【連絡窓口】

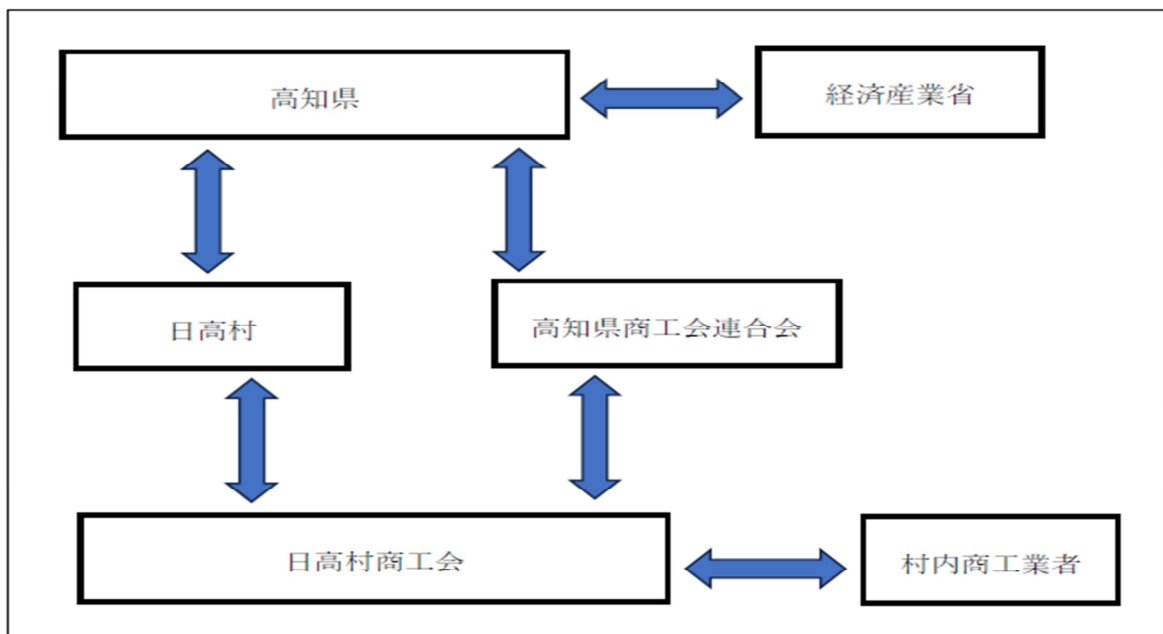
連絡先	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
日高村商工会	事務局長	経営指導員
日高村役場産業環境課	課長	課長補佐・係長

- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等、対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当村に設置される感染症対策本部の方針に則り、当会による感染症対策を行う。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、高知県の指定する方法にて当会又は当村より高知県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当村が共有した情報を高知県の指定する方法にて当会又は当村より高知県へ報告する。

【連絡体制図】



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- 相談窓口の開設方法について、当会と当村で相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- 安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

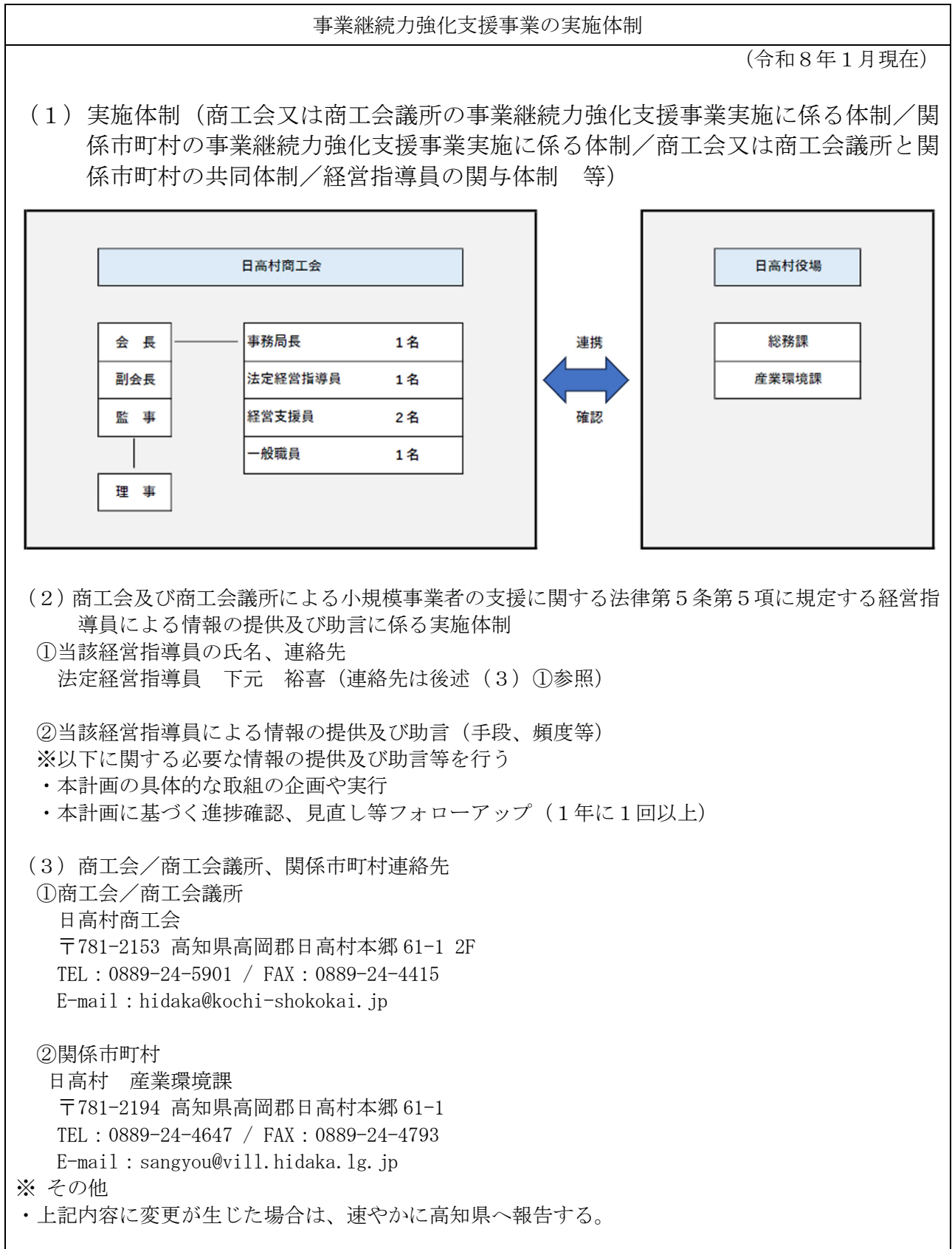
- 日高村の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を高知県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに高知県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、日高村補助金、県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

